

令和7年度 第1回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
1	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	八潮市保育所等物価高騰対策給付金	①物価高が続く中で保育所等の事業者の光熱費及び食材料費の負担軽減のため、価格上昇相当分を給付し、保育所等の運営の安定化を図る。 ②光熱費及び食材料費 ③児童1人あたり7,400円(光熱費:3,400円、食材料費:2,000円) 7,400円×2,170人(対象施設の利用定員数の合計) ＝16,058,000円(うち、12,558,000円に重点交付金を充当) (残りの3,500,000円は、県からの補助金を充当する) ④私立認可保育所、認定こども園、小規模保育施設、認可外保育施設、新制度幼稚園	R7.4	R8.3
2	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	八潮市学童保育所物価高騰対策給付金	①学童保育所における光熱費の価格高騰の支援 ②光熱費 ③基準額:利用定員1人あたり1,000円 ④民設民営学童保育所 7施設11支援単位 利用定員360人 1,000人×360人＝360,000円	R7.4	R8.3
3	⑦中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	家庭系一般廃棄物等収集運搬事業者継続支援事業	①市民の日常生活において必要不可欠な家庭系一般廃棄物等の収集運搬事業者が、原油価格の高騰を受け、経営に大きな影響が生じていることから、事業の維持・継続を目的に補助金を交付する。 ②燃料費 ③90,703L×25.6円＝2,322,000円 委託使用車両の令和6年の給油量を対象に、燃料価格高騰差額分25.6円/Lを補助(千円未満切り捨て) ④家庭系一般廃棄物収集運搬業務委託事業者、し尿汲取収集・運搬業務委託事業者	R7.4	R8.3
4	③消費下支え等を通じた生活者支援	太陽光発電システム等設置費補助金	①再生可能エネルギーの利用促進を図り、地球温暖化対策を推進するとともに、エネルギー価格等の物価高騰の影響を受けた市民、事業者にかかるエネルギー費用負担を軽減する。 ②住宅又は事業所に太陽光発電システム等を設置する者に対しての補助金 ③(住宅) ・太陽光発電システム30,000円×70件＝2,100,000円 ・蓄電池50,000円×20件＝1,000,000円 ・エネファーム10,000円×10件＝100,000円 ・エコキュート10,000円×20件＝200,000円 ・V2H50,000円×4件＝200,000円 ・ハイブリッド給湯器10,000円×10件＝100,000円 計3,700,000円 (事業所) ・太陽光発電システム150,000円×10件＝1,500,000円 ・蓄電池50,000円×10件＝500,000円 計2,000,000円 合計5,700,000円 ④(住宅)市民、自らが居住する住宅に補助対象設備を設置した方 等 (事業所)市内に本店登記を有する者又は市内に住所を有し、かつ、事業所を有する者 等	R7.4	R8.3
5	④省エネ家電等への買い換え促進による生活者支援	八潮市省エネ家電買替促進事業	①ゼロカーボンシティの実現に向け、市民の地球温暖化対策への関心を高め、温室効果ガス排出量の削減につなげる意識啓発は図るとともに、物価高騰の影響を受けた家庭におけるエネルギー費用負担を軽減する。 ②省エネルギー性能の高いエアコン等へ買い換えを行う者に対しての補助金 ③補助金50,000円×600件＝30,000,000円 ④市内に住所を有し、自らが居住する市内にある住宅の既存の家電を同品目の補助対象設備に買い換える目的で購入及び設置した者 等	R7.6	R7.12
6	⑧地域公共交通・物流や地域観光業等に対する支援	地域公共交通運行継続支援事業	①原油価格の高騰により、交通事業者の経営を圧迫していることから、今後も継続して公共交通を運行してもらうために支援を行う。 ②バス及びタクシーの燃料代 ③【バス会社】A社(908.672.04km(年間走行距離)÷4.30km/l(燃費)×25.6円(高騰差額)＝5,409千円)、 B社(96,525.18km(年間走行距離)÷6.50km/l(燃費)×25.6円(高騰差額)＝380千円)、 C社(66,465.06km(年間走行距離)÷4.30km/l(燃費)×25.6円(高騰差額)＝395千円)、 D社(3,754.52km(年間走行距離)÷6.50km/l(燃費)×25.6円(高騰差額)＝14千円)、 【タクシー事業者】162.8km(県南部交通圏の一日平均走行距離)×366日(年間日数)÷16.8km/l(燃費)×25.3円(高騰差額)×51.5%(県南部交通圏の平均稼働率)＝46,211円を1台当たりの補助額46,000円 E社:46,000円(補助額)×30台(保有台数)＝1,380千円、 F社:46,000円(補助額)×25台(保有台数)＝1,150千円、 G社:46,000円(補助額)×18台(保有台数)＝828千円、 H社:46,000(補助額)×1台(保有台数)＝46千円 バス事業者 6,198千円 + タクシー事業者 3,404千円 ＝9,602千円 ④市内を運行しているバス事業者に対して、市内を走行する際に消費する軽油量に高騰分の燃料費を乗じた額を補助する。 また、八潮市内に事業者のあるタクシー事業者に対して、消費するオートガス量に高騰分の燃料費を乗じた額を1台あたりの補助額とし、保有台数を乗じた額を補助する。	R7.4	R8.3
7	③消費下支え等を通じた生活者支援	防犯カメラ設置補助事業	①エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者に対し、防犯対策強化のための取組として、戸建住宅の屋外用防犯カメラ機器購入等に係る費用の一部を補助する。 ②機器購入費、設置工事費、「防犯カメラ作動中」等の表示板設置費用 ③補助対象経費の1/2(上限20,000円)※千円未満切り捨て 20,000円×200件＝4,000,000円 ④市内の戸建て住宅を所有し居住している方	R7.6	R8.1
8	⑧地域公共交通・物流や地域観光業等に対する支援	八潮市運輸事業継続支援事業	①原油価格高騰により経費増加などの影響を受けている市内運送事業者に対し、その影響を緩和し事業継続を支援するため補助金を交付 ②補助金40,820千円 ③4,082台×10,000円 ④(1)一般貨物自動車運送事業または特定貨物自動車運送事業を営んでおり、八潮市内に本社または営業所を有している事業者 (2)2025年3月31日時点で埼玉運輸支局に登録されている、市内営業所等に登録のある事業用車両を有していること。	R7.5	R7.9

令和7年度 第1回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
9	③消費下支え等を通じた生活者支援	八潮市住宅改修資金補助金	①市内産業の活性化を図るため、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた市民に対し、市民の居住している住宅等の改修等に係る工事費の一部を補助 ②補助金20,000千円 ③10万円×200件 ④市内に本店等がある施工業者を利用し、居住している住宅を改修等する個人	R7.6	R8.3
10	⑥農林水産業における物価高騰対策支援	八潮市農業経営者支援給付金	①原油価格及び物価高騰による農業経営への影響を緩和するとともに、経営の安定及び生産意欲の向上を図るため。 ②給付金 ③(1)農業販売収入が50万円以上500万円未満の方給付額50,000円(2)農業販売収入が500万円以上1,000万円未満の方給付額100,000円(3)農業販売収入が1,000万円以上の方給付額150,000円 ④農業販売収入が年間50万円以上の個人及び法人	R7.5	R8.3
11	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	学校給食費食材価格高騰対策補助事業	①本市の学校給食は1食の単価に食数を乗じて委託先の事業者から購入している。物価高騰の影響から食材費の値上げをしていかなければ、学校給食の提供に支障が生じてしまう。臨時交付金を活用し食材費を増額することで、保護者の負担を増大させることなく従来通りの給食の提供が可能となる。 ②食材料費 ③1,250,079食(小学生転入50人見込んだ令和7年度食数分 小:833,064食、中:417,015食)×23.32円(1食あたり増額分)＝29,151,842円 改め29,152千円 －【除外分】教職員分年間食数合計77,856食×23.32円＝1,815,602円 ＝【該当分】児童生徒分のみ 27,337千円 ④児童生徒の保護者(教職員分は除く)	R7.4	R8.3